

戦争できる国へと突き進む岸田内閣

2024.5.18 弁護士 原 希世巳

(渋谷共同法律事務所 TEL03-3463-4351)

1 安倍晋三内閣による「地ならし」

(1) 2014年 閣議決定

ア 武力行使の3要件(1972年政府見解)を改訂＝「武力行使の新3要件」

旧3要件 ①我が国に対する急迫不正の侵害があること

↓
②他の適当な手段がないこと

③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

新3要件・・・①に「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」た場合＝存立危機事態を追加

イ 武器輸出禁止3原則(1967年)を「防衛装備移転3原則」に

旧3原則 ①共産圏諸国への輸出禁止

↓
②国連決議で禁止されている国への輸出禁止

③国際紛争の当事国、又はその恐れのある国への輸出禁止

新3原則 ①国際紛争当事国等への輸出禁止

②平和貢献や日本の安全保障などに資する場合は輸出可能

③(輸出先の)目的外使用や第三国移転には日本の同意が必要

但し「運用指針」・・・米国からのライセンス生産品*に限り、「部品」**のみ輸出可能

*ライセンス生産品・・・外国企業の生産技術を導入して国内で製造

** 部品＝戦闘機エンジン、ミサイル部品など

(2) 2015年 安保法制強行

ア 集団的自衛権の(限定)容認

「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」(政府解釈)

イ 自衛隊の海外派兵を可能に

- ・ 従来戦闘地域とされていた地域でも現に戦闘が行われていなければ、自衛隊を派遣して他国軍隊への支援活動を認める

2 岸田内閣による安保三文書

2022.12.16、岸田内閣は、安保三文書を閣議決定

憲法のしばりを「ゆるゆる」にする安保三文書
そもそも安保三文書って？

①	国家防衛戦略	・ 外交・防衛の基本方針。2013年策定。初の改定
②	国家安全保障戦略	・ 防衛力整備の指針。もと「防衛計画の大綱」
③	防衛力整備計画	・ 具体的な装備品の整備の規模や防衛費の総額などを定めたもの。従来「中期防衛力整備計画」では、2019年度から2023年度までの5年間で、27兆4700億円程度としていたのを43兆円に。

防衛費の対GDP比1%	➡	防衛費の対GDP比2%！？
	2022年安保三文書!?	
専守防衛	➡	敵基地攻撃能力!?

5

・ 「新しい戦前」作り ・ 敵基地攻撃能力や防衛費倍増（5年間で43兆円）だけではない。

- (1) 南西諸島の軍事要塞化を進める
- (2) 重要施設を地下化するなど、日本全土の軍事施設・基地を整備・強化
- (3) 戦時に備えて国民保護訓練，住民避難訓練を実施
- (4) 地方自治体と連携して自衛隊採用の取組強化

3 それから1年半，戦争できる国作りを一層進める岸田内閣

・ 戦後もっとも悪質・危険な内閣へ

- (1) 南西諸島の軍事要塞化

①基地建設ラッシュ・・・従来は与那国島と宮古島に駐屯地

- ・ 23 年 1 月，馬毛島^{まげしま}（鹿児島県）に自衛隊基地建設着工（4 年目処。総工費 8500 億円→1 兆円超は確実と）
 - 24 年度，航空自衛隊・馬毛島先遣隊（100 名）配置予定
 - 25 年度，米軍の空母艦載機の陸上離着陸訓練開始予定
- ・ 23 年 3 月，石垣駐屯地開設，・・・隊員 600 人，家族 260 人，車両 200 台
- ・ 24 年 3 月，うるま市の分屯地に地対艦ミサイル部隊（350 人）を配備
- ・ 〃 予那国駐屯地に「沿岸監視部隊」（160 人）と「電子戦部隊」を配備
- ・ 〃 南西諸島の軍事施設整備（訓練場用地取得，屋内射撃場や隊員の宿舎の整備等）の 24 年度予算＝128 億円＝通過
- ・ 敵基地攻撃能力を有するミサイル「12 式地対艦誘導弾」（射程約 1 千キロ）を 25 年度から南西諸島に配備予定

②オスプレイ，米軍 沖縄の普天間基地で飛行を再開（2024.3.14）

- ・ 2023 年 11 月の屋久島沖での墜落事故以来初めて。原因不明のまま
- ・ オスプレイ，採算取れず 2026 年に生産ラインを閉鎖・・・日本が 17 機購入したのみで，その他の国からは購入なし（理由は事故の多発）

(2) 国内軍事施設の強化

①特定利用空港・港湾，16 施設を選定（2024.4.1）

	特定利用空港	特定利用港湾
沖縄県	那覇空港	石垣港
宮崎県	宮崎空港	
長崎県	長崎空港，福江空港	
福岡県	北九州空港	博多港
高知県		高知港，須崎港，宿毛湾港
香川県		高松港
北海道		石狩湾新港，留萌港，苫小牧港，室蘭港，釧路港

- ・ 民間利用に加えて平時から自衛隊が訓練用に利用可。
- ・ 大型輸送機離着陸のため滑走路の延伸や、自衛隊の大型艦が接岸できる岸

壁の整備などを進める。24年度予算 370 億円。

⇒米軍も利用の可能性あり。有事に軍事拠点と見なされ攻撃目標となる危険

②陸上自衛隊水陸機動団の拡充（「日本版海兵隊」）

- ・水陸機動団（「日本版海兵隊」）とは・・・島嶼を占領された場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦を行う。

2018.3 佐世保市相浦駐屯地に創設

- ・24年 3/21 長崎県大村市竹松駐屯地で3つ目の連隊発足。

隊員数 2400 人→ 3300 人に

③自衛隊・米軍統合演習

- ・2023年 11月，陸上自衛隊と米海兵隊，国内最大級の日米共同訓練を実施（前回・2021年度との比較）

	2023年度 （対2021年比）	2021年度
期間	2023.11.10～20	2021.11.13～30
自衛隊員	30,800名 （3%増）	約30,000名
車両	約3500両 （1.84倍）	約1,900両
艦艇	約20隻 （2倍）	約10隻
航空機	約210機 （1.5倍）	約140機
参加米軍	約10,200名 （1.75倍）	約5,800名
実施場所	<ul style="list-style-type: none">・自衛隊施設、在日米軍施設・我が国周辺海空域・民間空港・港湾・川崎市、柏崎市、御前崎市、唐津市、佐世保市、諫早市、対馬市、壱岐市、奄美市、奥尻町、東通村、檜葉町、東海村、大和村、徳之島町、天城町、伊仙町、与那国町	<ul style="list-style-type: none">・自衛隊施設，在日米軍射爆撃場・我が国周辺海空域・種子島、津多羅島、

・ 訓練内容

i) 「統合防空ミサイル防衛 (IAMD) 訓練」

- ・ 自衛隊基地が攻撃を受けて使用できなくなった事態を想定して、岡山・大分・徳之島・奄美の空港に自衛隊戦闘機を一時避難させ、離着陸訓練・燃料補給を行う。

ii) 迅速戦闘運用 (ACE) 訓練

- ・ 戦闘開始後、国内の大規模基地 (米軍の三沢・横田・岩国・嘉手納) を小規模部隊に分けて既存の民間空港などに分散して配置する作戦

* 中国との戦闘を構想。大規模基地は真っ先にミサイル攻撃を受けるので、分散化。標的の数を増やして中国軍のミサイル在庫を消耗させる目的。

iii) 衛生活動・ 島嶼部での負傷隊員受け入れ訓練、戦死隊員の仮埋葬訓練も

④ 2024 年度、ステルス戦闘機 F35B 導入

空自^{にゆうたばる}新田原基地 (宮崎県) に飛行隊新設。42 機予定

* ステルス戦闘機 F35B とは

- ・ 短距離離陸・垂直着陸が可能で艦船からの発着可能な戦闘機。海上自衛隊の護衛艦

「いずも」「かが」が艦上で運用

(「いずも」に着艦した米海兵隊の F-35B)



(3)-1 国民保護訓練・ 昨年度、1 都 16 県で実施。

東京都でも・ 2024.1.15 中野区立中野四季の森公園 (想定) 中野区にミサイルの一部が落下。化学物質による被害が発生している模様で救出救助が必要

(訓練項目) 被災者の救出・救助, 除染, 救護

(参加機関) 東京都, 中野区, 警視庁, 東京消防庁, 自衛隊



(救出・救助)



(検知活動)



(除染)



(現地連絡調整所)

(3)-2 住民避難訓練

(都営大江戸線練馬駅 - 11/6 東京新聞)

昨年度 21 市町で実施 (内閣官房発表)

・ 東京は含まれず。ところが・・・

2023.11.6 練馬区, 練馬駅周辺で実施

(想定) 弾道ミサイル飛来の可能性あり

(実施項目) ミサイル発射情報を住民に伝

達し, 都営地下鉄練馬駅舎への避難

(参加機関) 東京都, 練馬区, 内閣官房、

消防庁



地下鉄改札前で避難訓練する住民ら=6日、東京都練馬区の都営地下鉄大江戸線練馬駅で

(4) 自衛隊員募集

* 自衛隊法 97 条・・・知事や市町村長が自衛官の募集事務を行う

・ 安保 3 文書(防衛力整備計画)・・・「地方公共団体, 関係機関, 及び民間企業等との連携を強化するなど, 再就職支援の一層の充実, 強化を図る」

・ 地方自治体が入隊適齢者の個人情報自衛隊に提供

・ 2024.3・・・1,000 以上の市町村が自衛隊に名簿を提供。

住民基本台帳の閲覧・転記を含めると、約 9 割の市町村が情報を提供

* かつて地方自治体職員は、戦争遂行のため住民を戦場に送り出す役割 (在郷軍人名簿の作成・管理, 召集令状の交付など) をになった。=同じ過ち!

(5) 自衛隊の戦闘態勢の強化

① 自衛隊で血液製剤を自立的に確保・備蓄する態勢の構築

→ 24 年度予算で 4000 万円を計上

- ・異型輸血が可能な製剤「低力価 O 型全血」*の使用可能な体制を
 - *厚労省「輸血療法の実施に関する指針」では使用不可。米軍では使用
- ②国家防衛戦略・・・負傷隊員の後送能力向上を
 - 24 年度予算では，1 機 200 億円の輸送へり取得。
- ③「統合作戦司令部」新設（2024.5.10 改正防衛省設置法成立）
 - ・・・自衛隊の部隊を一元的に指揮して，東アジア周辺に展開する米軍との連携調整を担い，それを踏まえて現場の部隊を指揮する。
 - 自衛隊は米軍の事実上の指揮下に

(6) 戦闘機・武器「完成品」の輸出解禁

- ・ 2023.12.23 防衛装備移転 3 原則「運用指針」の改訂（閣議決定）
 - ①米国以外の国のライセンス生産品も輸出可能
 - ②「完成品」も輸出可能
 （岸田）「閣議で決定することが歯止め」（公明との協議）。
- ・ 2024.3.26（閣議決定）・・・英国、イタリアと共同開発する次期戦闘機*の日本から第三国への輸出を解禁。
 - *次期戦闘機・・・2020 年度に開発に着手。2035 年導入開始を目指す。
 - 日本は三菱重工，三菱電機，I H I 等が参画

(7) 経済秘密保護法 5/10 成立

- * 2013 年「特定秘密保護法」・・・外交，防衛，テロ，スパイ活動などの分野の重要情報の漏洩に 10 年以下の懲役
 - 例えば，次期戦闘機の開発は企業活動なので「特定秘密」に該当せず
- ・ 本法案は重要情報の範囲を，「重要経済安保情報」＝経済活動に拡大
 - 次期戦闘機開発に関する情報漏えいも処罰の対象に
- ・ その取扱者(労働者，研究者)は，国（行政機関）が以下の事項を調査して「適性評価」が認められた者に限定することとされた。
 - ・・・家族・同居人も含めて，「政治上その他の主義主張」との関係，犯罪歴、懲戒歴，薬物乱用歴、精神疾患の有無、飲酒の節度、借金をはじめ経済状況など

- ・機密漏洩した者・機密を取得した者には5年以下の拘禁刑＋500万円以下の罰金刑。未遂犯，過失犯も罰する。
- ・共謀，教唆，煽動は3年以下の拘禁刑＋300万円以下の罰金刑。

(8) 岸田訪米 (4/8～14)・共同声明 (4/10)

- ①「作戦及び能力のシームレスな(切れ目のない)統合」のためそれぞれの指揮統制枠組みを向上させる」
 - ・「統合作戦司令部」発足も約束
 - 5/10 改正自衛隊法成立・・・陸海空の各自衛隊を一元的に指揮する常設の「統合作戦司令部」を設置
 - ・バイデン「在日米軍司令部の強化を約束」
 - 自衛隊は米軍の事実上の指揮下に
- ②「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議」(DICAS)を創設。「日米の技術的優位性を高めると共に，我々の経済安全保障を強化する。」
 - 日本の軍需産業を米戦略に動員する方向を打ち出す。

(9) 緊急事態条項を突破口に，憲法9条改正を狙う

- ・2024.1.4 岸田首相年頭記者会見 (1/4)・・・まずは被災者へのお悔やみ。その後で，「憲法改正の実現に向けた最大限の取組も必要です。」「自分の総裁任期中に改正を実現したいとの思いに変わりはなく，議論を前進させるべく最大限努力をしたい」「今年は条文案の具体化をすすめ，党派を超えた議論を加速して参ります。」
- ・先ずは議員任期延長問題・・・大災害等緊急事態で選挙が実施できないとき衆院議員の任期を特例的に延長。
 - ←参議院の緊急集会などにより国会の機能維持は可能
- ・現在，衆議院憲法審査会で条文化を目指す動きが継続中

以上